

申請者が提供対象者であることを証する書類について

広島市要介護認定等情報提供制度要綱第5条第3項に規定する自己が第4条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものについては、広島市個人情報保護条例施行規則（平成8年広島市規則第90号）第7条第1項を類推適用し、下記のとおり定める。

1 第4条第1号関係

本人確認のため下記の（1）又は（2）の書類の提示が必要

（1）次のいずれか一つの書類

- ① 運転免許証
- ② 旅券
- ③ 船員手帳
- ④ 海技免状
- ⑤ 猟銃・空気銃所持許可証
- ⑥ 戦傷病者手帳
- ⑦ 宅地建物取引主任者証
- ⑧ 電気工事士免状
- ⑨ 無線従事者免許証
- ⑩ 身体障害者手帳
- ⑪ 療育手帳
- ⑫ 写真付き精神保健福祉手帳
- ⑬ 写真付き住民基本台帳カード
- ⑭ 在留カード又は特別永住者証明書
- ⑮ 個人番号カード
- ⑯ その他国又は地方公共団体の機関が発行した写真のほり付けられた身分証明書又は資格証明書

（2）次のいずれか二つの書類

- ① 健康保険又は船員保険の被保険者証
- ② 共済組合員証
- ③ 国民年金手帳又は厚生年金手帳
- ④ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
- ⑤ 共済年金又は恩給等の証書
- ⑥ 毒物劇物販売業登録票
- ⑦ 選挙人名簿登録証明書
- ⑧ 郵便投票証明書
- ⑨ その他法令等の規定により交付された書類で通常本人以外の者が所持していることがないと認められる物
- ⑩ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した写真のほり付けられた身分証明書又は在学証明書
- ⑪ 勤務先が発行した写真のほり付けられた身分証明書
- ⑫ 本市の職員による本人であることの証明書

2 第4条第2号関係

- (1) 上記1(1)又は(2)の書類
- (2) 本人との続柄を証する書類(次のいずれか一つが必要)
 - ① 保険証(本人との続柄が示されているもの)
 - ② 住民票の写し
 - ③ 戸籍謄本
 - ④ その他国又は地方公共団体の機関が発行した本人との続柄が示されている書類

3 第4条第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号関係

- (1) 本人と事業者との間で結ばれている当該契約書若しくは重要事項説明書又はその写し
- (2) 上記1(1)又は(2)の書類
- (3) 本人の介護予防サービス計画の作成について指定介護予防支援事業者から委託を受けたことを証する書類
- (4) 本人の介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成について地域包括支援センター設置者から委託を受けたことを証する書類
- (5) 本人と契約を結んでいる事業者又は本人と契約を結んでいる指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者から委託を受けた事業者の従業員等であることを証する書類(事業者が発行した身分証明書, 事業者の代表者が証する従業者であることの証明書等)

4 本人確認にかかる留意点

- (1) 戸籍謄本や住民票の写しなど本人以外の者でも取得できる書類は, 本人であることを確認するに足りる書類には該当しない。
- (2) 1, 2, 3の書類は当然有効期限内のものである必要がある。また, 上記の書類を紛失し, 又は更新手続中の場合, 何らかの社会保険にも加入していない場合, 健康保険の被保険者証が医療機関に保管されており提示できない場合等により, 上記の書類を提示できないときは, 実施機関が適当と認める次の書類により確認を行う。
 - ① 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類
 - ② 実施機関が保有する写真付きの書類等によって確認できるもの
- (3) 法定代理人等による請求の場合は, 法定代理人等に係る上記の書類のほか, 本人が成年被後見人であることを証明する書類及び請求者が成年後見人であることを証明する書類(戸籍謄本, 登記事項証明書, 家庭裁判所の証明書等)の提出が必要となる。